

議員提出議案

決議を
村に提出

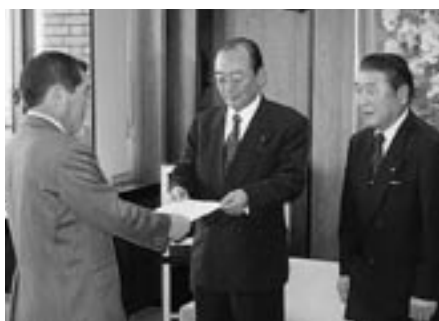
新しい滝沢村総合計画に 関する決議

平成14年11月に滝沢村の行政活動の基本となる「滝沢村行政経営理念」を制定し、「幸せ地域社会」の実現を目指し、日本一顧客に近い行政活動への挑戦を続けている。その「幸せ地域社会」の具体的な方向性と推進する仕組みを示すものが「新しい総合計画」となる。総合計画は地方自治法の規定の中で位置付けているが、当然、行政運営の指針であると共に、住民の活動に対する指針となり、村における最上位に位置付けられる計画である。また、総合計画は、村のまちづくりの意志を表現したものであり、国・県・広域にも尊重される計画であることが重要である。

21世紀を迎え、高齢化と少子化の進行、情報化や国際化の進展、地球規模の環境問題、産業構造の変革、さらには、地域の連携など取り巻く環境の変化に敏感に即応できる個性ある計画とすることが必要である。

しかしながら、新しい総合計画の素案段階では策定のスケジュールに無理が生じ、住民に説得力のある数値目標の設定、地域計画、基本計画の戦略まで踏み込んだ情報に乏しく、将来の滝沢村の目指す姿が見えてこないという段階では判断せざるを得ない。

よって滝沢村議会は、村長にたいして、新し



い総合計画の策定にあたっては更なる分析と検討をし、住民のための総合計画とするよう、次の事項を提言し、平成17年度スタートに向け全力で取り組むことを強く求める。

1 雇用の場の確保は生活を支え、地域経済の活力を維持発展させるため必要である。また、研究学園地域である特性を生かした、新たな産業の創出と支援する研究機関との強力な連携を図り、次世代産業の展開が必要である。

2 住民生活や経済活動を充実し、地域や広域の中で人、もの、情報が活発に交流する環境づくりが必要である。

3 住民が主体のまちづくりを掲げているが、協働という名のもとに住民に押しつけていくことにならないように行政の役割を明確に示し、支援の手法についても具体的な方向性が必要である。

4 少子・高齢化の人口構造、進展に伴うニーズや課題の多様化に対応する新しい重点的施策が必要である。

5 教育行政は施設の整備、教育内容の充実を含め、地域と連携し、新たな枠組みが必要である。

6 環境基本条例の基本理念である恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、良好な環境の保全と創造には、人と自然との共生が実現されるよう実施しなければならぬ。また、歴史的文化遺産の保護や地球環境の保全の視点に立ち、循環型社会などの構築により施策の具体的な取り組みが必要である。

以上のとおり決議する。
平成16年12月17日

滝沢村議会

意見書を
国に提出

平成17年度地方交付税所要 総額の確保に関する意見書

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として、「平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行なうなど」、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。

また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは平成16年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行なわれ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。

よって平成17年度の地方交付税は、平成16年度の額を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成16年12月17日

国会、関係行政庁 殿

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

内閣官房長官 総務大臣 財務大臣

経済財政担当大臣

岩手県滝沢村議会